

吹田市都市計画部における市民委員選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市自治基本条例（平成18年吹田市条例第34号）第19条に規定する吹田市都市計画部が所管する審議会等における公募の市民委員（以下「市民委員」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 市民委員に応募できる者は、原則として応募日現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 1年以上市内に在住している者（過去の居住歴も含む）
- (2) 18歳以上の者
- (3) 本市の審議会等の委員となっていない者
- (4) 本市の職員でない者
- (5) 主に平日に行う審議会等に出席できる者

(公募の方法)

第3条 市民委員の募集の周知は、市報すいた、吹田市ホームページ等により行うものとする。

- 2 募集する人数は、各審議会等で指定する人数とする。
- 3 公募の期限は、その都度定める。
- 4 応募の際に提出するレポートは800字程度の論文と200字程度の応募動機を記入するものとする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、都市計画部長、理事（公共施設整備担当）、都市計画部次長、各室長及び総括参事（都市計画室）をもって構成する。

- 2 委員長は都市計画部長をもって充てるものとする。
- 3 審議会等の事務局となる室における室長は、その都度選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）から除くものとする。

(事前審査、採点の方法等)

第5条 提出された応募書類については、あらかじめ担当室課長が事前審査を行い、第2条の各号のいずれかに該当しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、審査の対象外とすることができる。

- (1) 第3条第4項に定める文字数と著しく異なるものであるとき
 - (2) 誤字・脱字が目立つものであるとき
 - (3) テーマと異なるものであるとき
- 2 選考委員は、前項の審査を経て、第7条の採点基準に基づき採点を行うものとする。
- 3 採点は、応募者の氏名等を明示せず、任意の番号を付したうえで行うもの

とする。

(選考期間)

第6条 選考期間は、応募締切り後1か月以内とする。

(採点基準)

第7条 提出されたレポートについては、選考委員が採点基準に基づき、次の項目別に採点を行うものとする。

- (1) テーマに沿った内容であること
- (2) 論点が整理されていて、論理の進め方が適正であること
- (3) 自分の意見をわかりやすく述べていること
- (4) 発想が柔軟で、考え方に偏りがないこと

2 採点は、次によるものとする。

- (1) 特に優れているもの 5点
- (2) 優れているもの 4点
- (3) 普通 3点
- (4) やや劣っているもの 2点
- (5) 劣っているもの 1点

(市民委員の選考)

第8条 各選考委員の採点(前条の採点基準に基づき採点した点数の合計点)を集計し、その合計が満点の5割以上のレポートを提出した者を市民委員候補者(以下「候補者」という。)とする。

2 次に挙げる手順により候補者の中から市民委員を選出する。

- (1) 各選考委員は採点により候補者の順位付けを行い、1位と順位付けした選考委員の数が多い候補者から順に市民委員を選出する。
- (2) 1位の数が同数となった場合は、当該候補者だけを対象に2位と順位付けした選考委員の数が多い候補者を上位として選出する。
- (3) 2位と順位付けした選考委員の数でも選出できない場合は、当該候補者について、各選考委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい候補者を上位として選出する。
- (4) それでも同数となった場合には、選考委員協議の上、市民委員を選出するものとする。

(選考結果の報告、公表等)

第9条 委員長は、市民委員の選考後、速やかに選考の結果を市長に報告するものとする。

2 選考結果は、全応募者に通知するものとする。

3 選考委員の職名及び採点基準は、市民委員の選考後、市のホームページで公表するものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。